

議員提出議案第 11 号

三朝町議会の議員の定数を減少する条例の設定について

次のとおり、三朝町議会の議員の定数を減少する条例の設定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 12 年 12 月 22 日提出

提出者	三朝町議会議員	牧	田	武	文
賛成者	三朝町議会議員	小	椋	昭	一
賛成者	三朝町議会議員	吉	田	公	博
賛成者	三朝町議会議員	田	栗	公	雄
賛成者	三朝町議会議員	香	川	和	久
賛成者	三朝町議会議員	杉	原	憲	靖

平成 12 年 12 月 22 日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町議会の議員の定数を減少する条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 2 項の規定に基づき、三朝町議会の議員の定数を減少して 16 人とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。
（三朝町議会の議員の定数を減少する条例の廃止）
- 2 三朝町議会の議員の定数を減少する条例（昭和 63 年三朝町条例第 18 号）は、廃止する。